デジタル社会の実現に向けた重点計画案に対する
サイバーセキュリティ戦略本部の意見

（令　和　８　年　６　月　２３日
サイバーセキュリティ戦略本部決定）

我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面するとともに、社会全体のデジタル化が大きく進展する中、サイバー脅威は、国民生活、経済活動に多大な影響を与えており、ひいては国家安全保障上の大きな懸念にもなっている。こうした状況に鑑み、サイバー対処能力強化法等[1]に基づく取組を含め、官民連携・国際連携の下、広く国民・関係者の理解を得て、国が対策の要となって、サイバー空間上の脅威に対応するための取組を示した「サイバーセキュリティ戦略」（以下「新戦略」という。）を、昨年 12 月に閣議決定した。我が国は、新戦略に基づく施策の実現を通じ、厳しさを増すサイバー空間を巡る情勢に切れ目無く対応出来る、世界最高水準の強靱さを持つ国家の実現を目指すこととしている。

新戦略において、社会全体のデジタル化とサイバーセキュリティ確保を同時に推進するとしているところ、今次のデジタル社会の実現に向けた重点計画案（以下「重点計画案」という。）においては、サイバーセキュリティの確保として、

・GSOC による政府横断的な監視等の取組の強化や、高性能 AI を活用した政府情報システムの脆弱性対応スキームの導入、総合運用・監視システム（COSMOS）等の高度化等による政府システムのサイバーセキュリティ対策強化
・サプライチェーン・リスク対策等に係る総合相談窓口や、重大インシデント発生時の専門家チーム派遣制度の新設等による自治体のサイバーセキュリティ対策の向上等
・IoT セキュリティ適合性評価制度（JC-STAR）の整備等によるセキュア・バイ・デザインの実践や、サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度（SCS 評価制度）の整備等による中小企業を含むサプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策強化
・外部ネットワークとの接続点の適正化等の支援等、大規模病院等におけるサイバーセキュリティ対策の重点的強化による医療機関のサイバーセキュリティ強化等
・「サイバーセキュリティ人材フレームワーク」を踏まえたセキュリティ人材の確保・育成
・技術・研究開発の促進・拡充、有望なセキュリティ・スタートアップ製品・サービス等の積極的な調達・活用実証事業の実施等による国内のサイバーセキュリティ供給能力の強化
・AI 性能の高度化を踏まえた対策パッケージ「Project YATA-Shield」の推進

等、重点計画案の施策の柱を支える新戦略に基づく取組が明記され、時宜を得た内容となっている。

デジタル庁におかれては、新戦略の基本的な考え方等を踏まえ、サイバー空間を取り巻く切迫した情勢、社会全体のデジタル化、昨今の AI 性能の高度化等の技術革新等に的確に対応すべく関連施策を一層強化し、デジタル改革の司令塔として、社会全体のデジタル化を推進することを期待する。

以上を踏まえ、令和８年６月１日付で内閣総理大臣からデ戦第 2207 号により依頼があった重点計画案については、異存はない。

以　上

---

[1] 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和７年法律第 42 号）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和７年法律第 43 号）